

学校における働き方改革の取組について

1 今年度の取組

- ① 学校における働き方改革取組計画に基づく取組の推進
 - スクール・サポート・スタッフの配置支援（配置市町への補助）
 - ・小学校 38校、中学校 10校 計 48校に配置
 - 部活動指導員の配置支援
 - 部活動指導員を配置する市町に補助を実施
 - ・10市町 16中学校に計 20人配置（運動部 18人、文化部 2人）
 - 県立学校では部活動指導員モデル事業を実施
 - ・4校に計 4人を配置（運動部 3人、文化部 1人）
 - 調査文書や会議等に関する業務負担の軽減
 - 市町教育委員会に具体的案件について情報提供を依頼
 - 情報提供 78件 うち 43件について見直し実施・検討
- ② 市町教育委員会との連携会議の開催
 - ・各市町の取組について情報共有を図るほか、市町における働き方改革の課題等について検討し市町の取組を支援
- ③ 働き方改革に関する研修会の開催
- ④ 保護者に向けた働き方改革の取組の周知
 - ・教育しが10月号に学校における働き方改革について記事を掲載
- ⑤ 夏季休業期間中の学校閉庁（休校）日の試行実施
 - ・県立学校 68校中 40校で試行実施
 - ・市町立学校 全ての市町で同様の取組を実施

2 教員の勤務時間の把握結果

- 各市町立小・中・義務教育学校、県立学校について、平成30年10月における超過勤務時間が45時間超であった教員の割合を調査

平成30年10月把握結果			現況値 (平成28年度)	目 標 (平成32年度)	備考
月当たり超過勤務時間が45時間超の教員の割合	小学校	61.7%	小学校 81.9%	小学校 40%以下	
	中学校	67.6%	中学校 88.9%※2	中学校 50%以下	
	県立学校	30.1%※1	県立学校 28.6%※3	県立学校 15%以下	

※1 県立学校は、45時間以上の教員の割合

※2 現況値の小学校・中学校は、文部科学省が実施した教員勤務実態調査（平成28年度）の集計（速報値）で、1週間あたりの学内総勤務時間数（教諭）が50時間以上の者の割合

※3 現況値の県立学校は、県教育委員会の通年における勤務時間把握結果（全教員を対象）において、超過勤務時間数が月40時間以上の者の割合

3 教職員へのアンケート調査

①調査概要 資料2参照

②アンケート結果について

- 管理職には一定の取組の浸透が見られるものの、管理職以外の教職員に対して取組の浸透を図る必要がある。

⇒ 取組の中心となる副校長・教頭が取組を推進するための時間の確保、業務軽減が必要

【想定される取組例】

- ・事務職員の校務運営への参画
 - ・業務をサポートする人材の配置検討
 - ・教育委員会等からの調査等のさらなる見直し
 - ・県立学校における服務管理の負担軽減策の検討
- 教諭等では「授業準備」「校務分掌業務」「部活動指導」が超過勤務の要因でありより多くの学校に効果がおよぶ負担軽減策が必要

【想定される取組例】

- ・スクール・サポート・スタッフの配置促進（市町立学校）
- ・小学校専科指導教員の配置推進（小学校）
- ・効率的な授業準備に向けた支援、教材の共有推進
- ・校務ネット端末の効果的な活用（県立学校）
- ・学校が策定する各種計画等の整理
- ・部活動指導員の配置促進

4 今後の取組の方向性

① 学校における働き方改革取組計画に基づく取組の推進<取組の拡充>

- スクール・サポート・スタッフの配置支援 57人分 ← (H30 38人分)
- 部活動指導員の配置支援（市町立）、配置（県立）
中学校 46人 高等学校 27人 ← (H30 中学校 20人 高等学校 4人)
- 留守番電話（メッセージ機能）の設置推進
- 保護者や地域に向けた広報の実施
- 学校閉庁（休校）日の取組の推進

② 今後の進め方（国答申等への対応）

- 新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）（平成31年1月25日中央教育審議会）および「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を踏まえ、次年度にさらなる取組の検討を実施（取組の焦点化）
- 教職員の勤務時間に関する意識および働き方や生活への影響に関する指標の設定
 - ・退勤時間を意識して業務に取り組んでいる教職員の割合（H30 38%）
 - ・働き方改革によって自身の働き方や生活への好影響を感じている教職員の割合（H30 28%）。